

奈情審第58号  
令和3年9月14日

奈良市長 様  
(審査庁担当課 総務部総務課)

奈良市情報公開審査会  
会長 戸城 杏奈

行政文書開示請求部分開示決定処分に対する審査請求について (答申)

令和2年8月19日付け奈総総第297号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問 : 行文第02-4号】

奈良市長が行った令和元年11月29日付け奈健政第143号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分及び令和2年1月31日付け奈健政第193号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に対する審査請求について

(別紙)

答申：行文第 6 1 号

諮問：行文第 0 2 - 4 号

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

奈良市長が、令和元年 1 1 月 2 9 日付けで行った奈健政第 1 4 3 号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分及び令和 2 年 1 月 3 1 日付けで行った奈健政第 1 9 3 号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分について、当該処分において特定した行政文書のほかに、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる行政文書が存在していたが、特定されておらず、当該行政文書について開示決定等すべきである。

ただし、別表第 2 に掲げる行政文書については、開示請求があった時点では存在していたが、処分庁において、当該開示請求後開示決定等せずに削除していることを認定せざるを得ないため、結論として不存在と言うほかない。

### 第 2 審査請求の経緯

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和元年 1 0 月 4 日付けで、奈良市情報公開条例（平成 1 9 年奈良市条例第 4 5 号。以下「**条例**」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づいて、奈良市長（以下「**処分庁**」という。）に対して、「平成 3 0 年 1 1 月から令和元年 9 月までに、法令遵守監察監、C I O、人事課横井氏、健康医療部長、同部次長が送受信した全てのメール」の行政文書開示請求（以下「**本件開示請求**」という。）を行った。

#### 2 本件開示請求に対する行政文書

処分庁は、本件開示請求に対し、次の行政文書を対象行政文書（以下「**本件対象行政文書**」という。）として特定した。

(1) 健康医療部次長（福祉部長）：米浪 奈美子（平成 3 0 年 1 1 月分から平成 3 1 年 3 月分まで）

ア LG-WAN 系

(ア) 個人メール 6 2 件

a 受信分 5 5 件、b 送信分 7 件

(イ) 庁内メール 1 0 件

a 受信分 3 件、b 送信分 7 件

- イ インターネット系
  - (ア) 個人メール 980件
    - a 受信分 909件、b 送信分 71件
  - (イ) 庁内メール 372件
    - a 受信分 187件、b 送信分 185件
- (2) 健康医療部次長：嵯峨 伊佐子（平成30年11月分から令和元年9月分まで）
  - ア LG-WAN系
    - (ア) 個人メール 28件
      - 受信分 28件
    - (イ) 庁内メール 23件
      - 受信分 23件
  - イ インターネット系
    - (ア) 個人メール 59件
      - a 受信分 48件、b 送信分 11件
    - (イ) 庁内メール 31件
      - a 受信分 26件、b 送信分 5件
- (3) CIO：中村 眞
  - ア LG-WAN系
    - (ア) 個人メール 29件
      - a 受信分 19件、b 送信分 10件
    - (イ) 庁内メール 2件
      - a 受信分 1件、b 送信分 1件
  - イ インターネット系
    - (ア) 個人メール 429件
      - a 受信分 316件、b 送信分 113件
    - (イ) 庁内メール 112件
      - a 受信分 98件、b 送信分 14件
    - (ウ) 事業用メール 165件
      - a 受信分 126件、b 送信分 39件
- (4) 法令遵守監察監：萬谷 宗正
  - ア LG-WAN系
    - 個人メール 9件
      - (ア) 受信分 5件、(イ) 送信分 4件
  - イ インターネット系

- (ア) 個人メール 207件
    - a 受信分 156件、b 送信分 51件
  - (イ) 庁内メール 95件
    - a 受信分 85件、b 送信分 10件
  - (ウ) 事業用メール 941件
    - a 受信分 704件、b 送信分 237件
- (5) 健康医療部長：佐藤 敏行
- ア LG-WAN系
    - (ア) 個人メール 111件
      - a 受信分 97件、b 送信分 14件
    - (イ) 庁内メール 18件
      - a 受信分 15件、b 送信分 3件
  - イ インターネット系
    - (ア) 個人メール 698件
      - a 受信分 450件、b 送信分 248件
    - (イ) 庁内メール 213件
      - a 受信分 180件、b 送信分 33件

### 3 処分庁の決定

処分庁は、条例第13条の規定に基づき、本件行政文書のうち相当の部分については令和元年11月29日付けで、及び残りの行政文書については令和2年1月31日付けで、本件開示請求に対し、次の理由により部分開示決定処分（以下「**本件処分**」という。）を行った。

- (1) 本件行政文書のうち、次の部分は当該理由で条例第7条第2号に該当する。
- ア 企業等民間団体の職員名、肩書、携帯電話番号、個人メールアドレス及び市民の氏名、個人メールアドレス、電話番号、住所、郵便番号、年齢 特定の個人を識別できるため
  - イ 聴取書 当該被聴取者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。また、個人の行為及び生活状況と密接に関係するもので、特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。
  - ウ 奈良市議員の個人メールアドレス及び携帯電話番号 当該奈良市議員個人に関する情報であるため
  - エ 市民からの相談や問い合わせ内容及び回答内容、庁内の関係各所への連絡メール本文における本文の内容、市民からの相談に関する医療機関関係

者間の協議に係る内容 特定の個人を識別でき、また特定の個人を識別できなかったとしても、一般に公開されることを前提としない他人に知られたくない当該個人の人格に密接に関連する情報であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため

オ 不当要求行為等の内容 特定の個人を識別することができるため

カ 職員番号 人事管理等の必要性から、当該嘱託職員に付与された固有の番号であり、単なる電子計算システム上の番号ではなく、個人の私事に関する情報と密接に関連しているため

キ 自動車登録番号標など添付ファイル記載の職員の個人識別情報、職員の健康状態等生活状態に関する情報における部分 特定の個人を識別することができるため

(2) 本件行政文書のうち、次の部分は当該理由で条例第7条第3号に該当する。

ア 企業等民間団体のメールアドレス 当該メールアドレスは、外部に公開されていない法人その他の団体のメールアドレスであり、業務以外のメールアドレスが送付される等の事態が想定され、当該法人等の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため

イ 企業等民間団体の事業における部分 当該法人等の事業に関する内部情報であり、事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

ウ 見積額 企業の価格競争力が明らかとなり、今後当該企業が事業活動において競争上不利な立場に置かれるおそれがあるため

(3) 本件行政文書のうち、次の部分は当該理由で条例第7条第5号に該当する。

ア 市議会に関する議員からのメール内容及び標題 市事業等の政策形成過程の部分であり、業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

イ 部内審議等の内容 検討又は協議に関する情報であり、行政内部の審議、検討又は協議における自由な意見交換、公正な意思形成が妨げられるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため

(4) 本件行政文書のうち、次の部分は当該理由で条例第7条第6号に該当する。

ア 頁下段に表示されたURL

サーバー名、ドメイン名等から庁内ネットワークの構造を類推されることにより、端末への不正接続や侵入、マルウェアの混入が発生した場合の脅威が増大するおそれがあるため

イ 奈良市職員、官公省庁職員、奈良県職員その他地方公共団体の職員の個人メールアドレス

当該職員一人ひとりに対し職務遂行のために付与されたものであり、個人に対する嫌がらせ等業務目的以外のメールが送付される等の事態が想定

され、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

ウ 奈良市の事業用メールアドレス

奈良市役所内部に限られた関係者との連絡に使用している事業用メールアドレスであり、業務目的以外のメールが送付されるなどの事態が想定され、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

エ 暗号化ファイルを開くためのパスワード情報、スキャナーの使い方、コンピューター名及び端末機NO

公にすると、機密情報が閲覧されたりする、端末への不正接続や侵入されるおそれがあるなど、奈良市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

オ 市の対応方針

対応策が取れなくなるなど、事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため

カ 勤務評価に関する部分

公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため

キ 訴訟準備書面の内容

争訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため

ク 非違行為事案に対する対応

人事管理上、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため

ケ 内部通報に係る情報

通報の秘密を保持するよう定められていることから、通報自体をためらうおそれがある等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

コ 職場施設の警備情報

当該施設への侵入への脅威が増大するおそれがあり、奈良市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

- (5) 本件開示請求のうち、人事課横井氏が送受信した全てのメール 当該職員は、メールアドレスを所持しておらず、メールを送受信していないことから、当該職員のメール文書は存在しない。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年7月15日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、奈良市長に対し、審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公開するとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書及び当審査会に提出された意見書並びに当審査会での口頭意見陳述での主張を要約すると、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

本件処分は、他に開示すべき行政文書が存在しているにもかかわらず、これが不存在であることを前提とするものであり、違法又は不当である。

##### (1) 請求の趣旨及び求める答申の内容

本件処分のうち不存在としている部分を取り消し、開示するとの裁決を求める。ゆえに、審査会においては、開示すべきとの答申を求める。

##### (2) 請求の理由

ア 本件開示請求の内容と、別途審査請求人が令和元年9月3日付け奈良市長あての行政文書開示請求の内容との対比から明らかなように、審査請求人は、本件開示請求の対象はメールの本文に限らないことを明確に伝達し、そのことは実施機関も確実に認識していた。そして、審査請求人が本件開示請求をするまでの経緯等については、令和2年8月19日付け奈情審第46号「意見書又は資料の提出について」が送達されたことを受けて提出した意見書と趣旨を同じくするから、その趣旨を援用する。

##### イ 不存在とされた行政文書が存在していたこと等について

令和2年8月25日の審査会における意見陳述の機会に詳述したとおりである。すなわち、総務部長が令和2年5月25日に奈良市議会の審査請求人の議員控室に来訪し、審査請求人に対し、原処分において不存在とされた行政文書が原請求時点で存在していたにもかかわらず、原請求時点から相当の期間が経過してから健康医療部長が自身の関係するメールの一部（以下このイにおいて「**本件文書**」という。）を削除していたことを説明した。令和2年8月21日にも電話による通話で、総務部長から同様の説明を重ねて受けた。

本件開示請求の時点で存在していた行政文書について、市職員が開示請求の対象の行政文書を破棄し、又は削除することは違法である。しかも、本件においては、健康医療部長は本件文書が原請求の対象であることを認識していながら削除したというのであり、極めて悪質な行為である。さらに、健康医療部長によるこの行為が発覚してからも、実施機関における情報公開の事務を統括する立場にある総務部長は、本件文書の復元するための必

要な措置を講ずることもなかった。

以上より、本件文書は、実施機関による権限逸脱ないし濫用によって、違法に不存在とされたものである。

本件文書の復元可能性は十分にあるものと思料するが、言うまでもなく、市職員が開示請求対象の行政文書を破棄し、又は削除することによって、実施機関による開示義務が消滅するわけではなく、また、万一当該行政文書の復元可能性が低いとしても、それによって実施機関による開示義務が消滅するものでもない。

したがって、本件文書の復元可能性の有無にかかわらず、原処分のうち不存在としている部分を取り消し、開示するとの裁決を求め、審査会においては、開示すべきとする答申をするよう求める。

ウ 当審査会における本件審査請求に係る審査請求人の口頭意見陳述の要旨は次のとおりである。

- (ア) 本件審査請求の趣旨は健康医療部長が開示請求を認識しておきながらメールを削除していたことであり、故意ではないということだが、信憑性がない。
- (イ) 個人情報流出疑義に関連してやり取りしたメールがあるのではないかとということで開示請求したものである。
- (ロ) 決定通知書については、令和2年1月31日時点で受け取っていないが、審査請求書を提出するときに、医療政策課から受け取った。
- (ハ) 削除したメールは復元技術もあり、調査すれば分かるはずである。
- (ニ) 本件メールは時間が経ってから削除されており、故意ではないということだが、開示請求時に存在していたものを削除しており、原処分を取り消し、公開を求める。

(3) その他

審査会長は、意見陳述に当たって事前に関係資料を各委員に配布さえしておらず、一部の委員は、多忙であることを理由として関係資料に目を通すことはできない旨を申し述べて憚らなかったが、これらは審査会の会長ないし委員として極めて無責任で非常識な言動である。

審査会の委員は非常勤職員といえども市の機関の一翼を担う公職であり、会長及び当該委員が今後も審査会の委員を務めるつもりであればよく反省の上、市民が納めた税金から高額の報酬を与えられていることを自覚し、姿勢を改めて職務に臨むよう求めるものである。

会長の非常識な事務執行については上記意見陳述の機会においても改善を求めたところであるが理解することができないようであったので、審査会長



の互選に当たっては、事務能力に優れ、少なくとも常識的な事務執行を行う委員を選出するよう各委員に願いたい。

#### 第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約すると、不開示理由はおおむね次のとおりである。

- 1 本件処分は、本件開示請求の内容に基づき特定された全ての文書について、条例第11条に基づき、不開示情報に該当する部分を除いて開示を行ったものであり、他に開示すべき行政文書は存在していない。
- 2 したがって、本件処分については、条例に定められたとおり、審査請求人の請求に応じて、適正に行政文書の開示決定がなされたものであり、何ら違法又は不当な点がないことは明らかである。

#### 第5 審査会の判断

審査請求人は、本件処分は、他に開示すべき行政文書が存在しているにもかかわらず、これが不存在であることを前提とするものであり、違法又は不当であるなどと主張しており、これに対して処分庁は、本件処分は、条例に定められたとおり、審査請求人の請求に応じて、適正に行政文書の開示決定がなされたものであると弁明している。したがって、当審査会は、本件処分において本件行政文書以外に特定すべき行政文書の存在があるかについて審査した。

##### 1 本件対象行政文書について

本件対象行政文書は、本件開示請求で求められた平成30年11月から令和元年9月まで法令遵守監察監、CIO、人事課横井職員、健康医療部長及び同部次長が送受信したすべてのメールとその添付文書である。これらのメールは、当該職員が文書の作成や電子メールの送受信を行うなどの日常的な行政事務を遂行するために利用される端末機器で、当該個人メールアドレスを使用して送受信しているもののうち、本件開示請求で求められた期間内に保有しているメールである。

なお、本件開示請求が行われたのは、令和元年10月4日付けであり、本件処分が行われたのは、同年11月29日付け及び令和2年1月31日付けである。

##### 2 健康医療部長が削除したメールの一部に添付されていたファイルについて

###### (1) 処分庁の説明

ア 処分庁は、本件行政文書以外に特定すべき行政文書が存在しているという審査請求人の主張について、本件審査請求の趣旨は健康医療部長が開示請求を認識しておきながらメールを削除していたことであると説明してい

る。この主張に対して、処分庁は、本件開示請求の内容に基づき特定された全ての文書について、不開示情報に該当する部分を除いて開示を行ったものであり、他に開示すべき行政文書は存在していないと弁明している。そこで、当審査会が令和2年8月25日に処分庁への口頭説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 本件開示請求とは別に審査請求人に本件対象行政文書を情報提供するため、本件行政文書のデータを外部電磁的記録媒体（DVD-R）に写し、令和2年6月19日に当該外部電磁的記録媒体を送付したが、健康医療部長のメールの添付ファイルの一部がないことが判明した。
- (イ) メール本文は、本件処分において特定したものが全てであり、開示の実施ができる期間が過ぎたため、メールの一部を削除したものがあるが、行政文書はこの他に存在しない。

イ 処分庁が本件対象行政文書について(1)のように説明したため、当審査会が令和2年11月13日に健康医療部長から事情聴取及び使用している業務用端末機器で管理しているメールの確認を行ったところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 健康医療部長のメールの特定について
  - a 本件開示請求で対象となったメールの特定において、当該メール一つひとつに添付されているファイルを出力するという作業を行ったが、このようなファイルまで出力するのかということに疑問を覚えた。関係職員に共通するファイルも出力するのかと課の担当職員に尋ねたが、それが確認できないまま作業を行った。
  - b 意識的ではないが、結果として重複している（関係職員と共通する）添付ファイルを本件開示請求の対象文書として特定しなかった。
  - c 本件処分で特定した対象のメールがこれ以外に存在しないのかということについて照合するなどの確認はしていない。
- (イ) 健康医療部長のメールの一部の添付ファイルを削除したことについて
  - a 健康医療部長が受信したメールと同じメールを受信した職員がおり、当該受信メールの添付ファイルが重複している添付ファイルも対象とする必要があるのかを確認していない添付ファイルがあった。さらに、審査請求人と開示の実施に係るやり取りが続いており、その間メールを整理するため時々メールを削除し、その中に本件開示請求の対象のメールもあった。これら削除したメールの添付ファイルについて、端末機器のハードディスクに残っている当該ファイルで補うことができたものもあったが、そうでないものもあった。

- b メール削除は、原則として古いものから削除した。本件開示請求の対象となったメールは保存しなければいけない認識を持たなかったため、いつの間にかその削除される中に本件開示請求の対象となるメールが含まれていた。
- c 本件開示請求とは別に審査請求人に本件対象行政文書を情報提供するため、本件行政文書のデータを外部電磁的記録媒体に写すに当たって、当該添付ファイルのメール本文を出力した用紙と、本件対象行政文書を照合した結果、別表第2の13件の当該添付ファイルがないことが判明した。

## (2) 行政文書の該当性

ア 行政文書とは、条例第2条第2号で「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と規定しており、行政文書を保有していなければ、本件開示請求の対象にはならないということになる。

なお、条例は、特定の対象となる行政文書が開示請求の時点で存在するものなのか、あるいは開示決定等の時点で存在するものなのかについて、明文で定めているわけではない。しかし、条例第2条第2号の行政文書の定義と、条例第5条第1項において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる」と規定していること、そして条例第7条において、「実施機関は、開示請求があったときは、…(略)…開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定している。これらの規定を合理的に解釈すれば、条例は、現時点で保有しているものを「行政文書」と定めた上で、開示請求の対象となるのは開示請求の時点で実施機関が保有する行政文書であり、実施機関はその開示請求の時点で保有する行政文書を開示する、すなわち、開示請求時点で実施機関が保有する行政文書を開示することを想定しているものと解される。

イ 本件審査請求についてみると、処分庁は、本件開示請求に対する本件対象行政文書を健康医療部長等が当該期間に保有するメールを特定していることから、健康医療部長等が全期間に保有するメールすべてが行政文書と認識したうえで本件処分を行ったということになる。

そこで、審査請求人の主張及び処分庁の弁明を踏まえると、上記(1)のイ(c)で健康医療部長が削除したメールに添付されていた別表第2の13件のファイル(以下「**本件添付ファイル**」という。)が、本件開示請求の対

象行政文書に該当するかどうかを検討することになる。

当審査会が健康医療部長から事情聴取を行ったとおり、本件開示請求がなされた時点では、本件添付ファイルは存在していたことは明らかであるから、上記(2)のアで説示したとおり、本件添付ファイルは本件開示請求の対象と特定すべきである。

ウ さらに、健康医療部長の説明によれば、少なくとも当審査会が健康医療部長から事情聴取した時点で、本件添付ファイルに係るメールを削除し、本件添付ファイルは保有していないとのことである。情報公開制度における文書管理の在り方からみれば、開示請求の対象となった文書を開示請求後に廃棄することは許されないことである。しかし、本件添付ファイルを削除したとする健康医療部長の説明を否定することはできず、またメール一覧と端末内容の提示を受けたところ、その内容に不合理な点はなく、本件開示請求があった時点で保有していた本件添付ファイルを開示決定等しないまま削除し、保有していないという健康医療部長の説明を是認するほかない。

エ 以上を踏まえると、当審査会の事情聴取において、健康医療部長の「このようなファイルまで出力するのかということに疑問を覚えた。関係職員に共通するファイルも出力するのかと課の担当職員に尋ねたが、それが確認できないまま作業を行った。」という認識により本件開示請求の対象行政文書として特定せず、開示決定等しなかったことは、そもそも情報公開制度に対する著しい認識の欠如と言わざるを得ない。

本件開示請求の時点で本件添付ファイルが存在するにもかかわらず、開示決定等せずに本件添付ファイルを削除した一連の行為は違法である。このような行為は、市民に対する信頼、情報公開制度の根幹をゆるがすことにつながりかねず、あってはならないことである。

オ なお、審査請求人は、本件添付ファイルの復元を主張するが、実施機関が使用するメールシステムには既に削除されたメールを復元・検索・抽出する機能は実装されていない。行政情報として電子メールは、上記(2)のアのとおり条例第2条第2号に規定する行政文書と解されるが、電子メールシステムにおける電子メールと電算システムにおける電磁的記録について、いずれも新たなプログラムを作成した上でなければ開示できない情報を復元等して開示することまでを、条例の規定に照らして条例が求めていると解することはできないし、復元した情報はもとの行政文書とは異なるものである。

(3) 本件対象行政文書以外の文書

審査請求人が主張している本件対象行政文書以外に行政文書が存在しないかについて、当審査会は、令和3年1月7日付けで本件開示請求の対象となった者に対し、当該者が保有しているメールの一覧を確認した。その一覧と、本件処分の決定通知書に記載された件数を確認したところ、メールを確認することができた件数は、次の表のとおりであった。

この表中当メールの一覧件数の欄中「－」の部分は、メールが存在しておらず確認できなかったことを示している。また、「メールの一覧件数」よりも「本件処分の決定通知書の記載件数」が多い件数の差分は、本件処分後に、当該メールを削除したか、本件処分の決定通知書の記載件数の誤りかが考えられるが、これ以上確認することはできなかった。

逆に、メールの一覧件数が本件処分の決定通知書に記載された件数よりも多いメールは、別表第1のとおりであり、本件処分の開示決定等に含まれていないと考えられる。よって、これらの行政文書については、本件開示請求の対象となる行政文書として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

				メールの一覧件数	本件処分の決定通知書の記載件数	
健康医療部長 佐藤 敏行	LG-WAN 系	個人メール	受信	98	97	
			送信	14	14	
		庁内メール	受信	14	15	
			送信	3	3	
	インターネット系	個人メール	受信	－	450	
			送信	18	248	
		庁内メール	受信	－	180	
			送信	31	33	
健康医療部次長 嵯峨 伊佐子	LG-WAN 系	個人メール	受信	28	28	
		庁内メール	受信	23	23	
	インターネット系	個人メール	受信	48	48	
			送信	11	11	
		庁内メール	受信	26	26	
			送信	5	5	
	健康医療部次長 米浪 奈美子	LG-WAN 系	個人メール	受信	60	55
				送信	7	7
庁内メール			受信	13	3	
			送信	7	7	

	インターネット系	個人メール	受信	833	909
			送信	75	71
		庁内メール	受信	25	187
			送信	88	185
法令遵守監察 監 萬谷 宗正	LG-WAN系	個人メール	受信	5	5
			送信	4	4
	インターネット系	個人メール	受信	156	156
			送信	51	51
		庁内メール	受信	82	85
			送信	10	10
		事業用メール	受信	702	704
			送信	236	237
CIO 中村 眞	LG-WAN系	個人メール	受信	—	19
			送信	—	10
		庁内メール	受信	—	1
			送信	—	1
	インターネット系	個人メール	受信	—	316
			送信	—	113
		庁内メール	受信	—	98
			送信	—	14
		事業用メール	受信	—	126
			送信	—	39

### 3 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。当審査会としては、本件開示請求の時点で本件添付ファイルが存在するにもかかわらず、開示決定等せずに本件添付ファイルを削除した一連の行為が違法であることを、処分庁は真摯に受け止め、今後は情報公開制度の趣旨に沿い適正に開示手続を行うよう求めるものである。

なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### 第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
-------	---------

令和2年 8月19日	審査庁から諮問を受けた。
令和2年 8月25日	令和2年度第5回審査会 1 審査請求についての概要説明を受けた。 2 審査請求人の口頭意見陳述を行った。 3 処分庁から口頭による説明を受けた。
令和2年 9月25日	令和2年第6回審査会 事案の審議を行った。
令和2年10月16日	令和2年度第7回審査会 事案の審議を行った。
令和2年11月13日	令和2年第8回審査会 1 処分庁から事情聴取を行った。 2 事案の審議を行った。
令和2年12月11日	令和2年度第9回審査会 事案の審議を行った。
令和3年 2月25日	令和2年度第11回審査会 事案の審議を行った。
令和3年 3月17日	令和2年度第12回審査会 事案の審議を行った。
令和3年 4月28日	令和3年度第1回審査会 事案の審議を行った。
令和3年 5月24日	令和3年度第2回審査会 事案の審議を行った。
令和3年 6月18日	令和3年度第3回審査会 事案の審議を行った。
令和3年 7月16日	令和3年度第4回審査会 事案の審議を行った。
令和3年 8月 2日	令和3年度第5回審査会 答申案の取りまとめを行った。
令和3年 9月14日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
石黒 良彦	弁護士	
上田 健介	近畿大学法学部教授	

杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	会長職務代理者
戸城 杏奈	弁護士	会 長
浜口 廣久	弁護士	

別表第 1

区分	文書等種別	該当文書
1 健康医療部長 佐藤 敏行	LG-WAN 系庁内メール受信分	令和元年4月19日付けメール (1件)
2 健康医療部次長 米浪 奈美子	インターネット系個人メールアドレス受信分	平成30年12月4日付けメール (2件)
		平成31年3月6日付けメール (2件)
	LG-WAN 系個人メールアドレス受信分	平成30年11月14日付けメール (1件)
		平成30年11月16日付けメール (1件)
		令和元年2月22日付けメール (2件)
		令和元年3月1日付けメール (1件)
	LG-WAN 系庁内メール受信分	平成30年11月7日付けメール (2件)
		平成30年11月14日付けメール (1件)
		平成30年11月15日付けメール (1件)
		平成30年11月16日付けメール (1件)
		平成30年11月29日付けメール (1件)
		令和元年2月21日付けメール (1件)
		令和元年2月24日付けメール (1件)
		令和元年2月26日付けメール (2件)

別表第 2

区分	文書等種別	該当文書
健康医療部長 佐藤 敏行	インターネット系個人メールアドレス受信分	令和元年5月31日付けメールの添付ファイル
		令和元年8月23日付けメールの添付ファイル
	インターネット系個人メールアドレス送信分	平成30年11月9日付けメールの添付ファイル
		平成30年12月11日付けメールの添付ファイル
		平成30年12月14日付けメールの添付ファイル
		令和元年4月26日付けメールの添付ファイル



		令和元年9月3日付けメールの添付ファイル
	インターネット系庁内メール受信分	平成30年12月22日付けメールの添付ファイル(3件)
		平成31年3月28日付けメール(2件)の添付ファイル
	LG-WAN 系庁内メール受信分	令和元年3月3日付けメールの添付ファイル